

◎新潟県告示第27号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成25年1月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護 介護予防訪問介護	ニチイケアセンター村松	新潟県五泉市村松甲2958番地3	株式会社ニチイ学館	平成25年1月1日
訪問看護 介護予防訪問看護	ふるまい訪問看護リハビリステーション	新潟県見附市新町1丁目17番25号	株式会社生活サポーターふるまい	平成25年1月1日
通所介護 介護予防通所介護	きららダイサービスセンター	新潟県阿賀野市宮下457番地1	株式会社ひまわり	平成25年1月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	ショートステイめぐみ	新潟県上越市鴨島1075番地	有限会社上新ライフサービス	平成25年1月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	ショートステイつつじガーデン小千谷	新潟県小千谷市四ツ子509番地1	社会福祉法人つつじ会	平成25年1月1日